

平成 26 年 4 月 21 日

異議申立書

(公文書一部公開決定通知についての異議申立て)

石川県知事 谷本正憲 殿

異議申立人 中 登史紀 印

次のとおり、異議申立てをします。

- 1 異議申立人の氏名、年齢及び住所
中 登史紀、67歳、石川県鳳珠郡能登町中斉ワ部2
- 2 異議申立てに係る処分
石川県知事が平成26年4月9日付で異議申立人に対して行った公文書一部公開決定通知処分
- 3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日
平成26年4月18日

4 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立ての趣旨

請求した電磁的記録(報告書全文)ではなく、改変された電磁的記録(一部削除された報告書)が公開され、公開方法が不当であるため、電磁的記録(報告書全文)の開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

公文書一部公開決定に係る処分は、次のとおり不当である。

ア 公開された電磁的記録は、公開請求で求めた報告書全文ではなく、非公開部分が含まれているページを削除して作成された報告書を再度、複写して作成されたファイルである。このファイルは、捏造とまでは言えないとしても、正式の報告書を別の文書に改変しているものであり、位置づけが意味不明の文書である。

イ 異議申立人は、報告書全文の電磁的記録を公開請求しているのであり、非公開部分を含んだ該当ページが削除されている電磁的記録は、改変された文書であり、請求しているものとは異なるので当処分は不当である。

ウ 付言すれば、電磁的記録の公開の際、本来であれば、「情報公開事務取扱要綱」の規定により、「文書又は図面」の公開方法に準じて「紙袋で覆う」あるいは「マジック等でぬりつぶす」などと同等の方法とするべきであり、その方法に準ずれば、つぎの2つの方法しか無いはずである。

ア. (電磁的記録の) 当該ページの非公開部分を黒塗りでおおう。

イ. (電磁的記録の) 当該ページの非公開部分のみならず、当該ページ全体を黒塗りでおおう(当該ページを削除しない)。その上で、当該ページは別途、用紙に出力したものを非公開情報に係る部分を黒塗りにした上で公開する。

エ ア. とイ. の方法を比較すると、イ. の方法は二重の作業をせざるをえず、事務処理上非効率とも考えられるので、ア. の方法が事務処理上妥当だろう。

オ 加えて、公開請求人の立場では、電磁的記録と紙に複写された文書を二重に保管することになると、利用、活用するに際して多大な不便を生じる。公開請求者の利便についても配慮されることを希望する。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県知事に対して異議申立てをすることができる。」との教示があった。